



水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて」に対する意見募集開始

環境省の中央環境審議会水環境部会陸域環境基準専門委員会は、水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて報告案を取りまとめました。

この報告案は、暫定目標が設定されている6つの湖沼(ダム貯水池)について、暫定目標の設定も含めた見直しを行うものとなっております。

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準については、各公共用水域につき、利用目的に応じて水域類型の指定を行うこととされており、国及び都道府県は、昭和45年度から多くの水域について指定を行ってきました。

この水域類型の指定については、水域の利用の様態の変化等事情の変更に伴い適宜改定することとしており、また、環境基準の速やかな達成が困難と考えられる水域については暫定目標が設定されており、おおむね5年ごとに必要な見直しを行うこととされています。

今回対象となった湖沼は、須田貝ダム貯水池(洞元湖)、川治ダム貯水池(八汐湖)、相模ダム貯水池(相模湖)、城山ダム貯水池(津久井湖)、土師ダム貯水池(八千代湖)、松原ダム貯水池(梅林湖)の6つであり、平成27年7月9日に開催された専門委員会(第14回)での議論を踏まえた諮問に対する報告案が取りまとめられた後、広く意見を集めるため、平成27年9月14日(月)から10月13日(火)までの間、パブリックコメントが募集されています。

当社では、河川、海域、湖沼等の環境分析及び排水分析において多くの実績があります。お気軽にお問い合わせください

資料 平成27年9月14日付 環境省報道発表資料
環境計量箇所 清水圭介

「トリクロロエチレンの排水基準等の改正」について

平成27年9月18日に「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」が公布され、平成27年10月21日から施行されることになりました。今回の省令改正は、トリクロロエチレンの排水基準及び地下水の水質浄化措置命令に関する浄化基準を変更するものです。

〈改正の概要〉 水質汚濁防止法に基づくトリクロロエチレンの基準値は、以下の通りに改正されます。

- 排水基準 : 0.1mg/L (改正前 0.3mg/L)
- 地下水の浄化措置命令に関する浄化基準 : 0.01mg/L (改正前 0.03mg/L)

〈施行期日〉 平成27年10月21日

〈適用猶予〉 今回のトリクロロエチレンに関する改正後の排水基準には、以下の通り、適用猶予が設けられています。

- 既設の特定事業場(設置の工事を行っているものを含む。) : 改正省令施行の日から6月間
- 水質汚濁防止法施行令別表第3に掲げる施設を設置している既設の特定事業場 : 改正省令施行の日から1年間

※ 施行期日以後に新たに特定事業場となる事業場には直ちに適用されます。

当社では、トリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物の分析について長年の実績がございます。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 平成27年9月18日付 環境省ホームページ
衛生検査箇所 野村咲子

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

- [1. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について\(三池製錬株\)](#)
- [2. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について
\(JX 金属若小牧ケミカル株\)](#)
- [3. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について\(中国電機製造株\)](#)
- [4. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について
\(中部環境ソリューション合同会社\)](#)
- [5. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について
\(日本シーガテック株\)](#)
- [6. 「廃掃法、施行令及び施行規則の一部改正案」等に対する意見募集について](#)



水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012年に水道 GLP(水道水質検査優良試験所規範)の認定を取得しましたが、この度、2014年4月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関(日本水道協会)から認められました。

